

(別紙) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の実施方法について

1. 介護予防サービス支援計画の作成について

(1) 事業所又はセンターは、介護予防サービス支援計画の原案作成に際しては、以下の点に配慮します。

- ① 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
- ② 利用する指定サービス等の選択にあつては、当該地域における指定サービス事業者等に関する情報を利用者又はその家族に提供します。
- ③ 事業所又はセンターは、利用者に対して指定サービス等の内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
- ④ 事業所又はセンターは、介護予防サービス支援計画の原案が利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、指定サービス等の担当者より専門的な見地からの情報を求めます。

(2) 事業所又はセンターは、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。

(3) 事業所又はセンターは、介護予防サービス支援計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を、利用者又はその家族に対して説明します。

- ① 事業所又はセンターは、利用者の介護予防サービス支援計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく介護予防サービス支援計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
- ② 利用者は、事業所又はセンターが作成した介護予防サービス支援計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して介護予防サービス支援計画の原案の再作成を依頼することができます。

2. サービス実施状況の把握、評価について

- (1) 事業所又はセンターは、介護予防サービス支援計画作成後も、介護予防サービス支援計画に沿ったサービスが提供されるよう、利用者及びその家族、指定サービス事業者等との調整を行います。
- (2) 事業所又はセンターは、介護予防サービス支援計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- (3) 事業所又はセンターは、利用者が要介護状態となった場合には、利用者へ居宅介護サービス計画を作成する居宅介護支援事業所に関する情報を提供するとともに、利用者が選定した居宅介護支援事業者に対して、利用者の同意を得た上で、利用者に関する情報を提供します。

3. 介護予防サービス支援計画の変更について

事業所又はセンターは、介護予防サービス支援計画の変更の必要性を認めた場合、または変更が必要と判断した場合は、事業所又はセンターと利用者の合意をもって介護予防サービス支援計画の変更を、この介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の手順に従って実施します。

4. 給付管理について

事業所又はセンターは、介護予防サービス支援計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

5. 要介護認定等の協力について

- (1) 事業所又はセンターは、利用者の要支援認定及び介護予防生活支援サービス事業対象者認定、または状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- (2) 事業所又はセンターは、利用者が希望する場合は、要介護・要支援認定の申請及び介護予防・生活支援サービス事業対象者認定を利用者に代わって行います。

6. 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者への支援が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、介護予防サービス支援計画等の情報の提供に、誠意をもって応じます。